

## 食料自給率向上政策と日本農政

北野 孝治

### はじめに

日本の食料自給率は低い。2012年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで39%であり、生産額ベースでは68%である<sup>1</sup>。内閣府の「食料の供給に関する特別世論調査」によれば日本国民の74.9%は食料自給率が低いと感じている<sup>2</sup>。

しかし、我々が普段の買い物をする際に農産物の多くが国産であることや、野菜の大量廃棄のニュース、長年続く米の生産調整などから、食料自給率の低さを実感することは多くはない。加えて、食料自給率の定義上の問題点から、食料自給率向上政策は食料安全保障に繋がるのか疑問を感じる。

本稿では、まず、戦後の日本農政の変遷を確認し、日本農政の現状を把握する。次に、食料自給率の定義、食料自給率の低下要因、問題点を確認する。そして、食料自給率向上政策が食料安全保障に繋がるのか論じ、食料自給率を考慮しながら、食料自給率向上政策を最優先課題としなさい、食料安保への繋げ方を論じる。そして最後に、今後進めていくべき、日本の農業政策について考察する。

### 1 戦後の日本農政の変遷からみる農業保護

戦後の日本農政の変遷を、農地政策、米政策、国際協定、の順にみていく。

#### 1.1 農地流動化を目指す農地政策

戦後の農地改革は1952年に制定された「農地法」によっていた<sup>3</sup>。農地法は農地を利用するもの（耕作者）が所有することが最も適当であるとし、耕作者の農地取得を促し、農地所有権を保護した。そしてその権利を守るため、それ以外の農地に関わる権利移動を制限することとなった<sup>4</sup>（自作農主義）。その後、高度経済成長期に入り、経営規模を拡大しようにも農地法が足かせとなり、規模拡大を阻害するものとなった。この法律によって農家はより一層小規模農家となっていったのである。

そのような中で、1961年に「農業基本法」が制定されることとなった。基本法の内容は農業生産の拡大と、農業従事者の地位を向上させるなど、戦後の食料不足を解消するとともに、高度

---

<sup>1</sup> 農林水産省（2013a）。

<sup>2</sup> 内閣府（2010）。

<sup>3</sup> 山口（1994）p.120.

<sup>4</sup> 本間（2011）p.83.

経済成長とともに広がった農工間の所得格差の是正の為に農家の所得向上を目指すものであった。

ただし、農地の流動化を巡る本格的な制度の見直しは1970年の農地法改正を待つこととなった。この改正では、農地法の目的に「土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し」という一句を加えたことで、自作農主義から賃貸借を通じた農業経営の規模拡大と農地の効率的利用を図る借地主義へと転換したと評価されている<sup>5</sup>。つまり、賃貸借に関する解約制限を緩和することによって、農地流動化の障害を取り除くことを意図していたが、農地の流動化が進まなかった。

そこで1966年に制定された、「農業振興の地域の整備に関する法律(農振法)<sup>6</sup>」を改正し、1975年に農地利用増進事業が発足し、1980年には同事業をさらに拡充するため農地利用増進法が制定されたことで、あらかじめ期間を定めて利用権を設定できるようになった。

1992年に政府は「新しい食料・農業・農村政策の方向」(以下、新政策)を公表した。そこで政府は今後の日本農業を担う者を農家ではなく、経営体という視点から識別し、種々の政策を集中するとした<sup>7</sup>。そして、新政策を受け、同法は1993年に「農業経営基盤強化促進法」へと改称された。農地法改正以降、農地の流動化を促進する制度は所有者が農地を貸しやすい観点にたって改正されてきたのである。

その後、農地法は2000年に改正され、株式会社形態の農業生産法人が容認された。2009年にも農地法は改正されたが、農地利用の実態に即した現実追隨的改正にとどまっており、抜本の見直しが行われたわけではなかった<sup>8</sup>。

## 1.2 米政策からみる日本農政

米は伝統的に日本でもっとも重要な農作物である。時代ごとに異なる国家目標に対して、米価を適切にコントロールすることは、常に日本農政の主要課題であった。高度経済成長が始まる1950年代中頃以降の米価政策は、主として農家の所得を向上させるために米の価格を高める方向に向けられてきた。そのために米の流通を政府の強い管理下に置かねばならなかった。

戦後の混乱期に国民に安定して食料を供給するための制度は食糧管理制度であった。米の価格と流通システムを規制した法律が1942年に制定された食糧管理法(食管法)であり、その実施を担当した政府機関が農林水産省管下の食糧庁であった<sup>9</sup>。食管法とは食糧需給安定のため、米および主要食糧について、国が直接・間接に需給、価格の規制を行う制度である<sup>10</sup>。

この法律は戦時下の食糧難や食料品の高騰を防ぎ、消費者に公正な配給を行うことを目的とし、

<sup>5</sup> 本間(2011) p.86.

<sup>6</sup> 農業振興地域を指定し、さらにそのなかでも特に農業の振興を図るべき優良農地等を農用地区域として指定し、農地の転用を制限した。

<sup>7</sup> 本間(2010) p.43.

<sup>8</sup> 本間(2010) p.177.

<sup>9</sup> 速水(2002) p.208.

<sup>10</sup> 『有斐閣経済辞典』(第4版) p.632.

政府は公定価格で主要食料を生産者から強制的に買入れ、これを配給によって消費者に供給することで、当時の食料の公的な分配を図ろうとした<sup>11</sup>。

しかし、食生活の欧米化により米の需要は1962年をピークに減少していったにもかかわらず、価格維持政策により米の供給はますます増えていった。食管法の下でとられた、米価を引上げることによって農家の所得を高めようとする政策は、過剰米の発生にともなう食料管理費の拡大によって破綻した<sup>12</sup>。高水準の米価支持の下で過剰米の発生を防ごうとすれば、農家に水田を休耕させたり、他作物に転換させたりしなければならない。つまり、政府は強制的に作付け面積を減らした。これは「生産調整」ないし「減反」とよばれる政策である<sup>13</sup>。

1970年に本格化した米の生産調整は、古米の在庫と食管赤字に困り果てた政府が、全国農協中央会（以下、農協）に協力を要請し、米の生産を減らすために各農家まで生産調整の面積を割り当てるものであった。

高度経済成長の過程で農家の所得を高める必要が生じたとき、米価を公定する権限を政府に付与した食管法は、そのままの形で生産者価格を高く維持する仕組みへと転化した。食管法は直接統制の管理制度であったが、食糧需給緩和につれて規制緩和の改正を経て廃止され、1994年に「主要食糧の需給および価格の安定に関する法律」（以下、食糧法）が制定され、1995年に施行された<sup>14</sup>。食糧法とは食管法に代わる新しい主要食糧の管理法である。違法であったヤミ米（自由米<sup>15</sup>）が計画外流通米として公認され、政府が買入れる米は備蓄用に限定され、生産調整の強制色も緩和された<sup>16</sup>。

戦中、戦後の食糧難が去り、食料事情が改善するにつれ、多くの食料は統制を解除され、食管制度自体も強制的要素や流通規制を徐々に緩和していったが、主食である米については多くの規制による国家管理が続いた<sup>17</sup>。

1993年に交渉が決着したGATTウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、ミニマム・アクセス米の輸入が開始され、米の一部自由化を認めた。ミニマム・アクセスとは、最低輸入機会ともいわれ、高関税による事実上の輸入禁止を撤廃する事が目的で作られた。

1986年～1988年において、輸入実績が国内消費の3%以下の品目に関しては、輸入が決められた数量まで一次関税の適用を行い、その枠を超えたら二次関税の適用を行う制度である。このミニマム・アクセスにより国産の米余りにもかかわらずアメリカ・オーストラリア・タイ・ベトナム・中国などから年間70万トンの米を輸入するようになった。

その後1995年にWTO（世界貿易機関）が設立され、日本はWTO農業協定の例外なき関税化を米については受け入れず、ミニマム・アクセスの割り増しを受け入れた。しかし米過剰化での

<sup>11</sup> 本間（2010）p.97.

<sup>12</sup> 速水（2002）p.227.

<sup>13</sup> 速水（2002）p.210.

<sup>14</sup> 『有斐閣経済辞典』（第4版）p.632.

<sup>15</sup> 政府の管理外で違法に流通した米のこと。

<sup>16</sup> 『有斐閣経済辞典』（第4版）p.589.

<sup>17</sup> 本間（2010）p.97.

ミニマム・アクセス米の増大は耐え難いとして、1999年には関税化（自由化）に移行した<sup>18</sup>。

そして1999年、農業基本法を廃止し、食料・農業・農村基本法が制定された。同法では、国民への食料供給という新たな視点が加わり、食料自給率の目標の設定などが盛り込まれた。加えて、農業・農村の多面的機能発揮や多様な担い手の確保など、食料・農業・農村全体の方向性を示しているのが特徴である。5年ごとに、基本計画を変更するものとし、2000年の第1回の食料・農業基本計画<sup>19</sup>から、2005年に第2回、2010年に第3回と、変更を加えていった。

食管法から食糧法に移って以降も、生産調整の仕組みは変わることなく維持された。しかし、食糧法施行後の豊作にあたり、調整保管料の増加によって、財政負担が増加し、生産調整を行っても下げ止まらない米価という状況が起き、食糧法による需給調整システムの全面的再検討に迫られた<sup>20</sup>。

2002年1月に設置された「生産調整に関する研究会」によって、同年12月の最終報告の直後に農林水産省は報告の内容に沿うようなかたちで「米政策改革大綱<sup>21</sup>」を公表し、2004年産米から生産調整を開始することとなった。この大綱では、水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

これにより2007年に米の流通経路と価格形成は完全に自由化され、国が都道府県に配分していた米の生産目標数量の配分が地域で実施する方式に転換し、配分の主体は農協などの方針作成者に移った<sup>22</sup>。

2007年に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（以下、担い手経営安定新法）が施行した。担い手経営安定新法に基づく新しい制度を、経営所得安定対策と呼ぶ。2005年、第2回の基本計画の変更点は、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換すること、であった。

この対策には「市場で顕在化している<sup>23</sup>諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払」と、「販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策<sup>24</sup>」の2つのタイプの支払いからなる。これまで品目ごとに支払われていた交付金等を一括して支払うことから、当初は「品目横断的政策」とよばれた<sup>25</sup>。日本の直接支払政策の特徴は以下の2点である。第1、支払い対象を「担い手」に限定。第2、生産条件格差是正のための支

<sup>18</sup> 田代（2011）p.205.

<sup>19</sup> 食料自給率の目標を2010年までに40%から45%に向上させるとした。

<sup>20</sup> 本間（2010）p.111.

<sup>21</sup> 米政策改革大綱により、生産調整の仕組みは以下のように改められた。①生産目標数量を配分②米価下落の際の補填措置③転作奨励金から産地づくり対策へ④担い手経営安定政策。生源寺（2011）pp.128-132.

<sup>22</sup> 生源寺（2011）p.128.

<sup>23</sup> ここで「市場で顕在化している」とは、海外の低廉な農産物の影響が高い関税によって遮断されていない状態を意味する。生源寺（2008）pp.109,110.

<sup>24</sup> 豊作による農産物価格の低下など、国内の市況の変動に起因する収入の変動の緩和が想定されており、高い関税によって海外からの影響がシャットアウトされている品目も対象となる。生源寺（2008）p.110.

<sup>25</sup> 田代（2011）p.206.

払い（ゲタ）を、生産・価格に関連させない部分（緑ゲタ）と、生産量・品質・規模拡大等に連動する部分（黄ゲタ）に分け<sup>26</sup>、支払額の割合を7対3とした。

2009年、民主党に政権は交代した。民主党政権下の農業政策の特徴を3点挙げる。第1に全ての農家を対象としていたこと。第2に米の生産調整は実質的に選択的生産調整に移行し、米を作らせない減反政策ではなく、米の生産数量目標を達成した農家を助成するというものであったこと。第3、標準的な生産費と当該年の米価との差額を戸別所得補償する政策であったこと<sup>27</sup>、である。

米の生産調整は、環太平洋戦略的経済連携協定（以下、TPP）を視野に入れ、2013年11月、第2次安倍内閣において、2018年度に廃止することが決定した。

### 1.3 進む国際協定

国際競争にさらされる日本農業 1993年にGATTウルグアイ・ラウンドに合意し、1995年にWTOが発足したのは1.2で述べた。2001年からはWTOドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）の交渉が開始した。その後、WTO交渉がもたつくなかで、WTOで実現できる水準を超えた、あるいはWTOでは取り扱われていない分野における連携を強化する手段として有効であり、WTOを中心とする自由貿易協定を補完・強化するものとして1990年代からFTA（自由貿易協定<sup>28</sup>）やEPA（経済連携協定<sup>29</sup>）が増加、加速するようになった<sup>30</sup>。WTOもFTAも自由化を目指す点では同じだが、WTOが世界一律の通商規則を各国に適応するのに対して、FTAは2国間（関係国間）で結べるので、相手を選ぶことができ、かつ関税撤廃にも各種の例外措置を設けることができる<sup>31</sup>。

2013年7月15日から25日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて、第18回TPP交渉会合が開催され、日本は23日に正式に交渉に参加した。TPPでは原則として全ての品目の関税を撤廃や各国の様々なルールやしくみの統一を目指すとしており、2012年2月現在計12カ国<sup>32</sup>が合意に向けて交渉をしている。即時、あるいは10年以内に例外なしに関税撤廃する「究極のFTA」であり、日本が参加すれば食料自給率は13%に落ちると農水省は試算している<sup>33</sup>。

<sup>26</sup> 田代（2011）p.207.

<sup>27</sup> 田代（2011）p.207.

<sup>28</sup> FTA；特定の国や地域間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。外務省（2013）。

<sup>29</sup> EPA；貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。外務省（2013）。日本はFTAを通商以外の分野にも広げてEPAと呼んでいる。田代（2011）.p209.

<sup>30</sup> 田代（2011）p.208.

<sup>31</sup> 田代（2011）p.209.

<sup>32</sup> シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本。

<sup>33</sup> 田代（2011）p.209.

次の表は、第1節で述べた日本農政の主な出来事を年代順に並べたものである。

日本農政の主な出来事

1942年	食管法制定
1952年	農地法制定
1961年	農業基本法制定
1966年	農振法制定
1970年	農地法改正
1975年	農地利用増進事業発足
1980年	農地利用増進法制定
1992年	新政策公表
1993年	GATT ウルグアイ・ラウンド農業交渉実質合意
	農地利用増進法が農業経営基盤強化促進法へ改称
1994年	食糧法制定、食管法廃止、
1995年	WTO 発足
1999年	食料・農業・農村基本法制定
	コメの自由化
2000年	第1回、食料・農業基本計画
	農地法改正
2002年	米政策改革大綱公表
2005年	第2回、食料・農業基本計画
2007年	担い手経営安定新法施行
2009年	農地法改正
	民主党に政権交代
2010年	第3回、食料・農業基本計画
	米の選択的生産調整へ
2013年	日本が TPP 参加
2018年	米の生産調整廃止予定

## 2 低下する食料自給率の実態

食料・農業・農村基本法の基本計画によって、食料自給率目標が設定された。国民の関心度が高い食料自給率について、定義や推移、問題点を以下に記していく。

### 2.1 食料自給率の定義

食料自給率とは、「国民の食料消費量のうち国内産農産品の占める割合」のことで、国内の食料の消費量を分母にとり、国内の生産量を分子とする割り算によって得られる値である。

食料自給率を示す指標として、品目別食料自給率、総合食料自給率、など異なる食料自給率が農林水産省によって公表されている。品目別自給率は重量ベース、総合食料自給率はカロリー（供給熱量）ベース、生産額ベースの2種類で算出される。重量ベース、カロリーベース、生産額ベースと、食料自給率の集計の際の尺度が異なっている点に留意せねばならない。

#### 品目別食料自給率

品目別食料自給率は以下の算定式により、各品目における自給率を重量ベースで算出する<sup>34</sup>。これにより、個々の品目の度合いを量的に把握することができる<sup>35</sup>。

$$\begin{aligned} \text{品目別自給率} &= \text{各品目の国内生産量} \div \text{各品目の国内消費仕向量} \\ \text{国内仕向量} &= \text{国内生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} - \text{在庫の増加量}^{36} \end{aligned}$$

#### 総合食料自給率（カロリーベース）

カロリーベースの総合食料自給率（以下、カロリーベースの自給率）は「日本食品標準成分表<sup>37</sup>」に基づき、重量を供給熱量<sup>38</sup>に換算したうえで、各品目を足し上げて算出する<sup>39</sup>。

カロリーは人間が生命活動をする上で必要不可欠な栄養素であり、このカロリーを基に食料自給率を把握する。日本において、食料自給率といえば一般的にカロリーベースのことを指す。

<sup>34</sup> 農林水産省「食料自給率の部屋 食料自給率とは」。

<sup>35</sup> 渡邊（2009）p.2.

<sup>36</sup> 米；在庫の増減量は政府、生産者及び出荷又は販売の届出事業者等の在庫の増減量である。小麦、大麦、裸麦；在庫の増減量は政府、生産者団体及び玄麦加工業者（製粉工場、ビール工場、精麦工場等）の在庫の増減量である。

<sup>37</sup> 日本食品標準成分表とは、1食品1標準成分値を原則として収載するものである。標準成分値は我が国において常用される食品についての標準的な成分値で、年間を通じて普通に摂取する場合の全国的な平均値を表すという概念に基づき、求めた値である。文部科学省、科学技術・学術審議会、資源調査分科会、報告書（2006）。

<sup>38</sup> 食料における供給熱量とは国民に対して供給される総熱量のことを指す。

<sup>39</sup> 農林水産省「食料自給率の部屋 食料自給率とは」。

カロリーベースの自給率=1人1日当たり国産供給熱量÷1人1日当たり供給熱量

国産供給熱量=品目別国産供給熱量の総和

品目別国産供給熱量=品目別供給熱量×品目別供給熱量自給率

供給熱量=品目別供給熱量の総和

### 総合食料自給率(生産額ベース)

生産額ベースの総合食料自給率(以下、生産額ベースの自給率)は「農業物価統計<sup>40</sup>の農家庭先価格<sup>41</sup>等」に基づき、重量を金額に換算したうえで、各品目を足し上げて算出<sup>42</sup>する。食料の経済的な価値を尺度として集計し計算された食料自給率である。農家の販売価格を物差しとして国内生産額が算出されている。

生産額ベースの自給率=食料の国内生産額÷食料の国内消費仕向額

国内消費仕向額=国内生産額+輸入額-輸出額-在庫の増加額

## 2.2 日本と諸外国の食料自給率の推移

日本の総合食料自給率、諸外国のカロリーベース自給率、穀物自給率を順にみていく。

### 日本の総合食料自給率の推移

図1が示すように、農林水産省発表における総合食料自給率は、15年ほど横ばいに推移している。1965年度から2012年度にかけて長期的にみてみると、どちらの指標でもあきらかに食料自給率は低下していることが見て取れる。

1993年度には急激に食料自給率が低下している。この年、平成の米騒動とも呼ばれる記録的な冷夏にみまわれた。これによって米が不作に陥ったことが原因である。

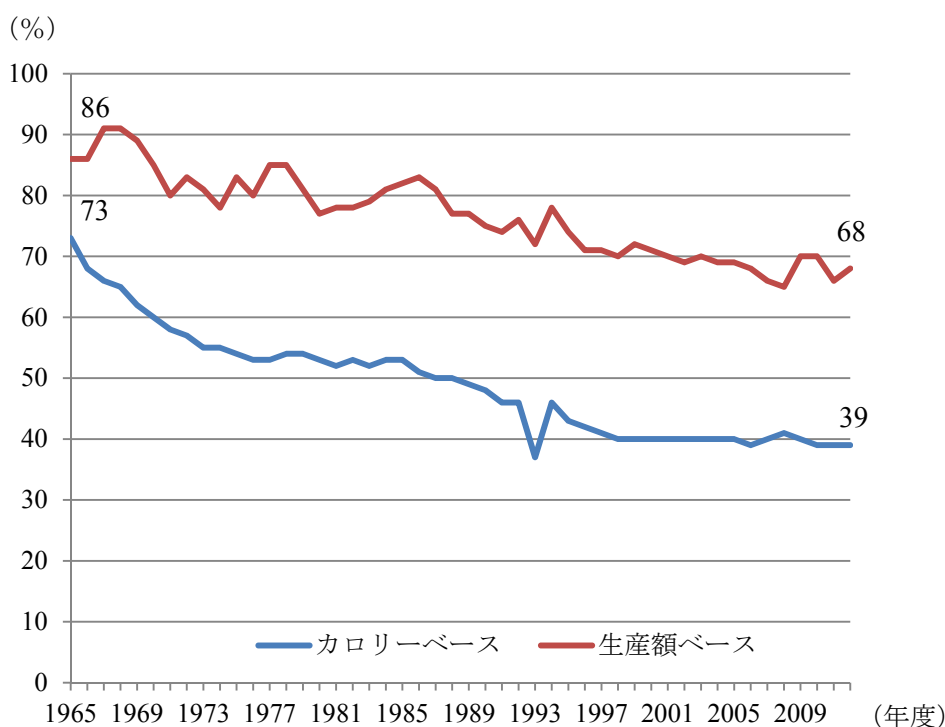
2012年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで39%である一方で、生産額ベースでは68%であり、カロリーベースの自給率と生産額ベースの自給率は乖離している。

<sup>40</sup> 農業物価統計とは、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成したものである。

<sup>41</sup> 庭先価格とは農家の庭先における農産物価格のことで、農業者段階の農産物価格であり、都市の中心市場における農産物の市場価格から、都市の中心市場までの農業生産物の運搬費を差し引いたものである。

<sup>42</sup> 農林水産省「食料自給率の部屋 食料自給率とは」。

図1 日本の総合食料自給率の推移（1965～2012年度）



(出所) 農林水産省 (2013a) より作成。

### 諸外国のカロリーベースの自給率の推移

カロリーベースの自給率は日本、韓国、台湾など、少数でしか公表されておらず<sup>43</sup>、各国の食料自給率は日本の農林水産省が独自に推計したものである<sup>44</sup>。図2より、先進国のカロリーベースの自給率は、2009年度において、アメリカ130%、フランス121%、ドイツ93%、イギリス65%となっており、日本の39%は先進国の中で最低の水準である。

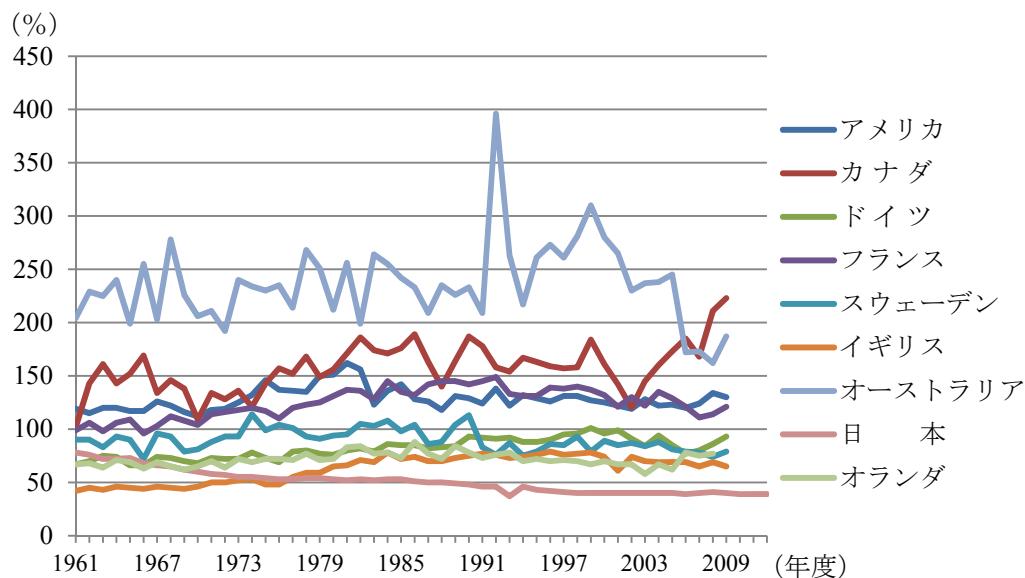
生産額ベースの自給率について、農林水産省は各国の食料自給率の比較、公表をしていない<sup>45</sup>。

<sup>43</sup> 生源寺 (2011) p.33.

<sup>44</sup> 浅川 (2010) は、農林水産省がカロリーベースの自給率を計算する理由を、先進各国と比較して日本の食料自給率の低さを強調するための自作自演、と記している。浅川 (2010) pp.38,39.

<sup>45</sup> この理由として農林水産省は、金額ベースの自給率を算定するためには、カロリーベースを計算する上で必要なデータに加えて、①各品目の国産単価 (農家出荷価格)、②輸入単価 (CIF 価格に關税を加えた価格)、③加工用仕向量の国産・輸入の内訳等の詳細なデータが必要となるが、③のデータが把握できないため、算定できないとしている。CIF 価格とは、CIF 条件下での貿易取引の価格のことで、「Cost (価格)」と「Insurance (保険料)」と「Freight (運賃)」の三要素から構成される価格である。CIF とは、貿易取引において、FOB と共に最も多く用いられる取引条件の一つで、輸出業者が貨物を荷揚げ地の港 (輸入港) で荷揚げするまでの費用 (輸出梱包費、輸出通関費、運賃、船荷保険料等) を負担し、一方で荷揚げした以降の費用は輸入業者が負担するという取引条件である。FOB とは Free on Board の略称。商品の所有権が相手国の船舶や飛行機などに荷積みされた時点で、その商権やリスクが買主に移転するという取引条件。売主 (輸出者) は船舶に積み込むまでの費用とリスクを負担しなければならない。農林水産省 (2009) p.7.

図2 諸外国のカロリーベース自給率の推移（1961～2009年度）

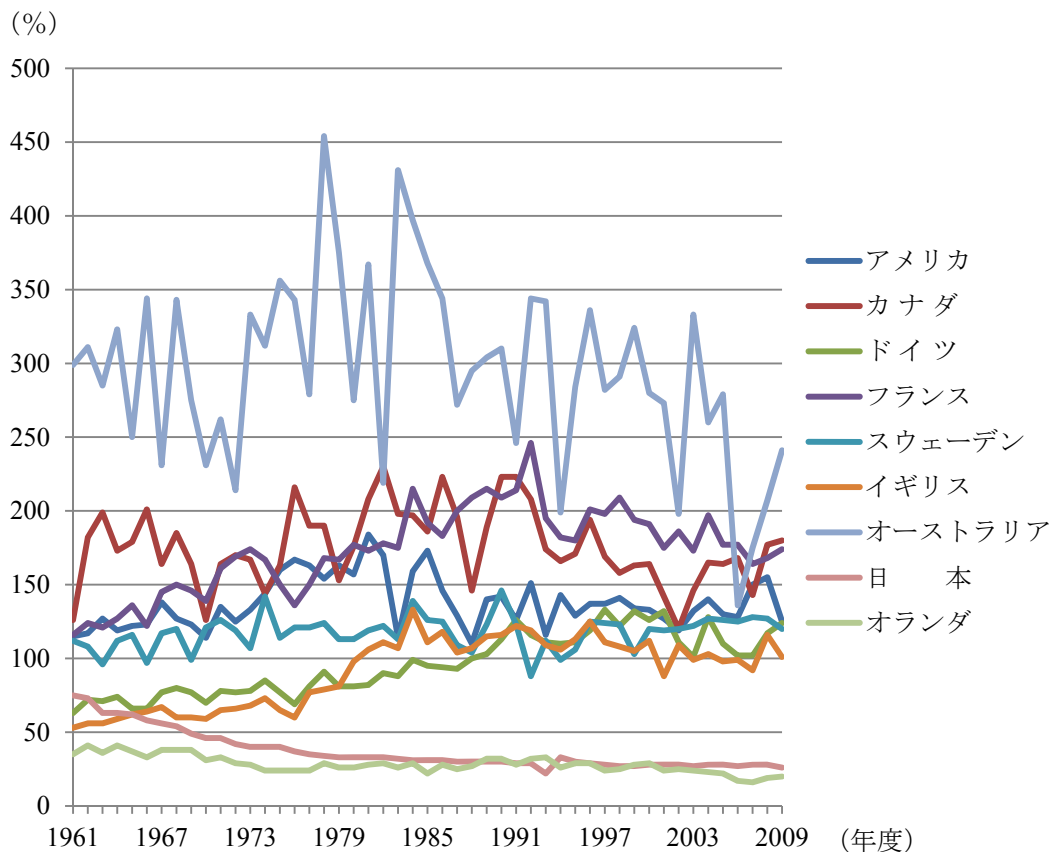


（出所）農林水産省（2013b）より作成。

### 諸外国の穀物自給率の推移

図3には諸外国の穀物自給率を載せた。人間の主食であり家畜の飼料ともなる穀物は、人間の基本的な食料といえる。それゆえに国際的にも通用性の高い指標である。米、小麦、大麦、雑穀など、類似性の高い品目におよぶので、重量ベースで食料自給率は計算される。日本の穀物自給率は2009年度では26%と、他国と比較しても低い水準であることがわかる。

図3 諸外国の穀物自給率の推移（1961～2009年度）



(出所) 農林水産省 (2010a) より作成。

### 2.3 日本の食料自給率低下の要因

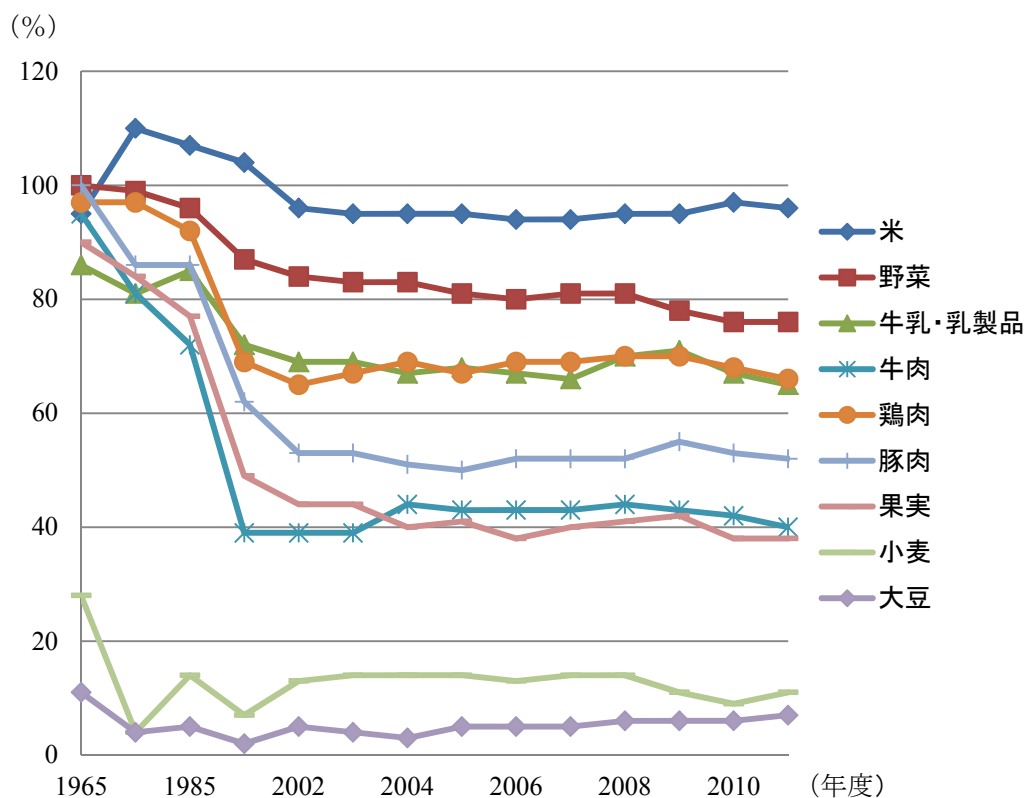
以下に自給率低下の要因をみていく。

#### ウルグアイ・ラウンドから始まる自由化

図4より、1985年度から1995年度にかけて牛肉、果実の自給率が大幅に低下している。日本政府は国内農家保護のため農産物の輸入に制限をかけていたが、1986年から1995年にかけて行われた通商交渉（ウルグアイ・ラウンド）において、アメリカをはじめとする食料輸出国から輸入自由化の圧力が強まっていったことで、1991年に牛肉とオレンジの輸入を自由化する規制緩和を行った。牛肉・オレンジ自由化容認等によって農畜産物輸入は増加し、自給率は低下してきた<sup>46</sup>。

<sup>46</sup> 葛谷 (2003) p.4.

図4 品目別食料自給率の推移（重量ベース）（1965～2011年度）



（出所）農林水産省（2011a）より作成。

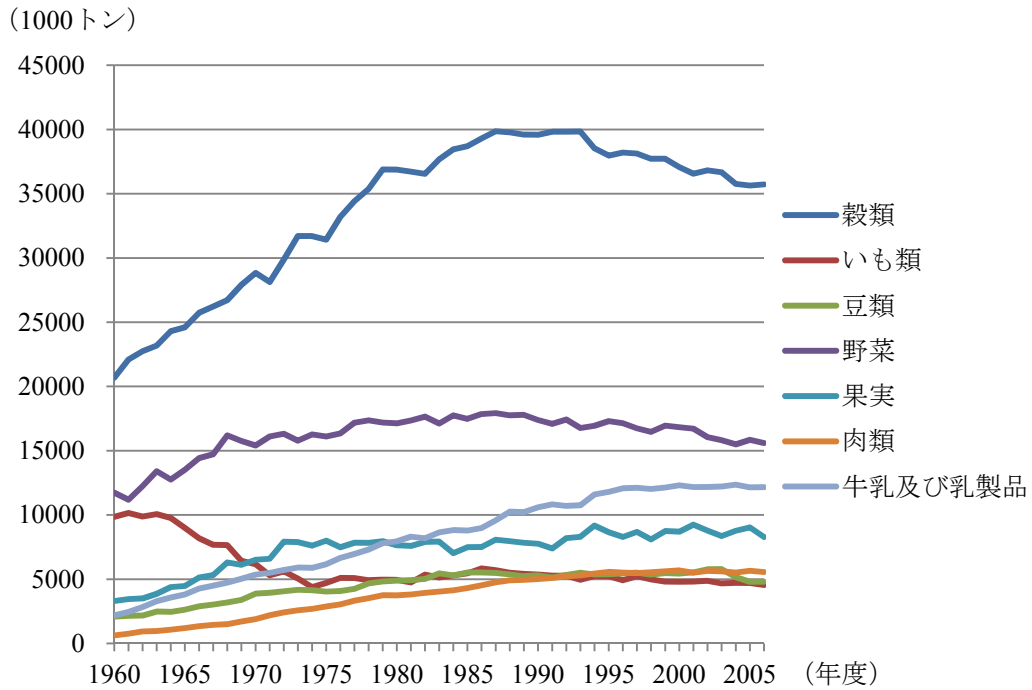
### 洋風化した日本人の食生活

戦後の食料難時代、アメリカは日本に食料援助をし、その主要物資である小麦はその後の日本の食生活に重要な影響をもたらした<sup>47</sup>。

高度成長期から日本人の食生活が激変し、畜産物の消費が増加し、米の消費量が減ったことで「食生活の洋風化」が進んだ。年間一人あたりの食料消費量は、米が1965年度の111.7kgから2011年度の57.8kgに、肉類が9.2kgから29.6kgに大幅に変化した。経済成長に伴って、生きていくのに最低限必要な食料以外にも、嗜好性の高い食品を好むようになり、輸入量が増加することで、国内生産品の需要が減少した。食生活の洋風化は日本の食料自給率の低下につながっていると考えられる。

<sup>47</sup> 唯是（1988）p.21.

図5 国内消費仕向量の推移（1960～2006年度）

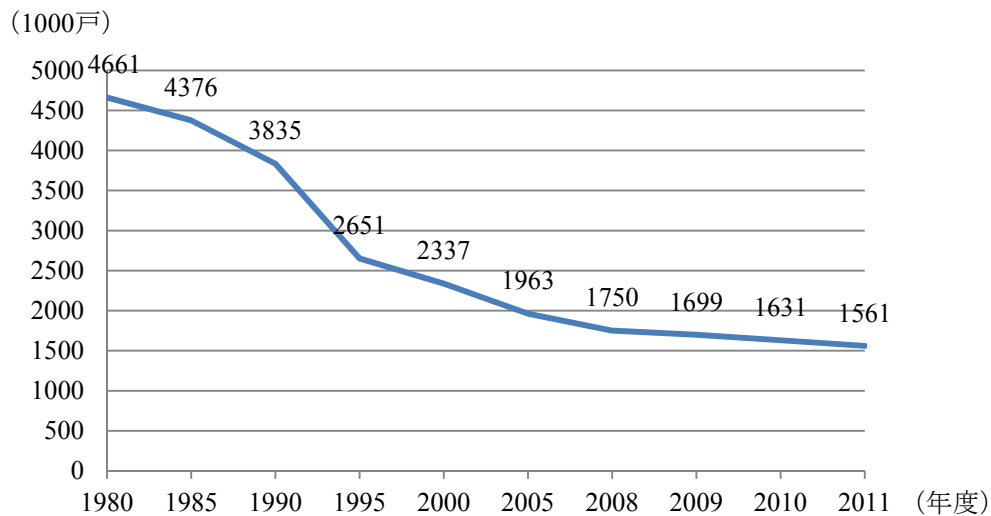


(出所) 農林水産省 (2007a) より作成。

### 農業労働力の衰退

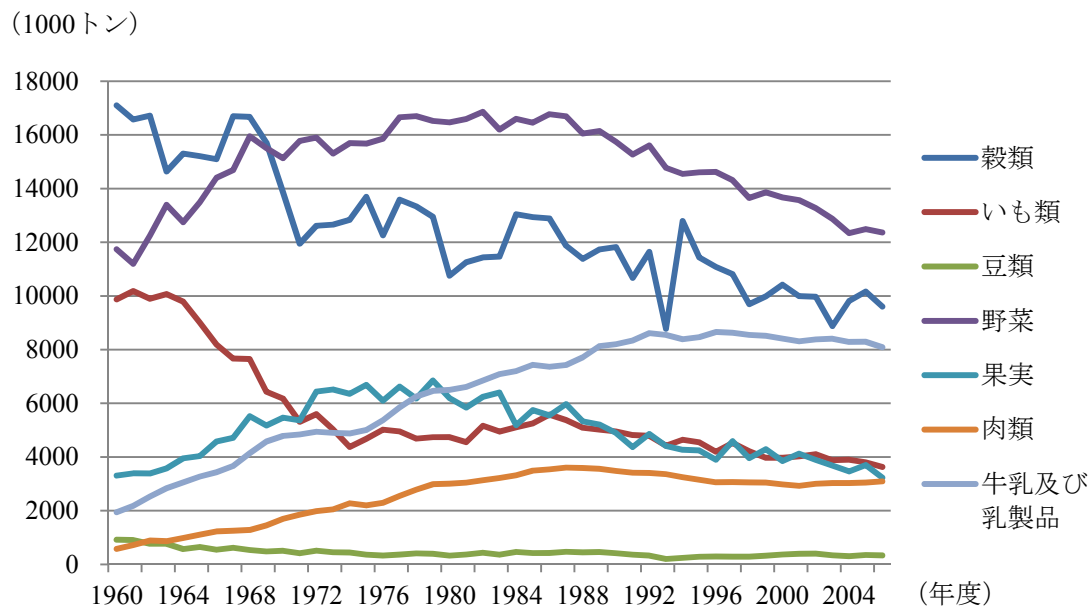
1980年度から2011年度にかけて、農家数は約3分の1に減少した。農業に携わる人材の数が減少するとともに、高齢化が進み、2010年度の65歳以上の農業就業人口割合は62%に達している。農家数の減少により、必然的に総生産量も減少してゆく。

図6 農家数の推移（1980～2011年度）



(出所) 総務省 (2012) より作成。

図7 国内生産量の推移（1960～2006年度）



(出所) 農林水産省 (2007b) より作成。

## 2.4 食料自給率の定義に関する問題点

### カロリーベースの自給率と金額ベースの自給率の乖離

図1より、カロリーベースの食料自給率と金額ベースの食料自給率には乖離があるが、その要因を3点あげる。

第1に、畜産飼料の扱いである。カロリーベースの計算においては、仮に畜産物自体がすべて国産であっても、その畜産物の生産に投入された飼料の9割が輸入品であれば、畜産物の9割は輸入品としてカウントされる<sup>48</sup>。一方、生産額ベースでは国内で生産された畜産物は国産品としてカウントする。ただし全費用<sup>49</sup>のうち輸入飼料割合に相当する部分は外国産とみなされる<sup>50</sup>。家畜の飼養には飼料の為に広大な土地が必要であるが、日本の国土は狭く、北海道や都府県の一部地域を除き、畜産飼料の多くを購入している。その大半が海外からの輸入である。これによって海外の飼料に依存している日本は、肉、乳製品をほとんど自給できていないことになる。

第2に、国産品と輸入品の市場の評価がある。同じ品目であっても、国産品に対する市場の評価が輸入品に比べて高い品目の国内生産<sup>51</sup>が挙げられる。例えば国産牛肉なかでも和牛の肉と輸入牛肉の単価には大きな差がある。同じ重量であっても生産額では大きな開きがある。しかしカロリーでの評価はほぼ同じであるので、自給率の乖離が生まれる。牛肉以外にも地産ブランドが確立されている例や、特別な飼育方法で付加価値をつけている例も少なくない。

第3に、野菜の生産など、低カロリーな製品の扱いがある。野菜は一般的にカロリーが低いので、カロリーベースの自給率は増加しにくい。たとえば、コンニャクをいくら生産したとしてもカロリーはないので、カロリーベースの自給率に反映されないが、重量で比較して高価な野菜の金額ベースの自給率は高くなる。さらに、カロリーの低い生産物でも高付加価値の農業を行うことで、金額ベースの自給率は増加する。しかし、毎年価格変動の影響を受けやすくなるという問題がある。これにより、カロリーベースの自給率への影響力が小さい野菜の自給率は、生産額ベースの自給率に大きく影響するようになる。

以上3点から、カロリーベースと金額ベースの乖離がおこると考えられる。

### 人口減少・少子高齢化による自給率の変動

食料自給率は国内生産量÷国内消費量で計算されるが、人口が減少すれば分母の消費量が減り、その限りでは自動的に自給率は高まる。加えて高齢化が進めば、分母の消費量は減るので、自給率は高まる。その意味では人口減少時代には食料自給率は適切な政策目標とはいえない<sup>52</sup>と考えられる。

<sup>48</sup> 生源寺 (2011) p.43.

<sup>49</sup> ここでいう全費用には家族労働の労賃や機械・施設の償却費など、すべて含まれるので、費用に占める輸入飼料の割合が9割などと高い割合にはならない。

<sup>50</sup> 生源寺 (2011) p.44.

<sup>51</sup> 生源寺 (2008) p.32.

<sup>52</sup> 田代 (2011) p.211.

### 食品ロス分を考慮しない計算式

食料自給率計算式において、正しい自給率を過小評価している<sup>53</sup>。分母の国内消費量に、食品ロス分も含まれている点に留意せねばならない。

日本では、年間約1700万トンの食品廃棄物が排出されている。このうち、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は、年間約500～800万トン含まれると推計<sup>54</sup>されている。国内の食用仕向量<sup>55</sup>は8424万トン<sup>56</sup>で、約5%から10%が廃棄されていることになる。

### 自給的農家、副業的農家の扱い

農産物をほとんど販売していない自給的農家、副業的農家（全国に200万戸以上）が生産する大量の米や野菜は自給率に含まれていない。これは総世帯の5%を占める<sup>57</sup>。さらに、家庭菜園農産物もカウントされていない。プロの農家がつくる農産物でも、価格下落や規格外を理由に畑で廃棄されているものが2、3割あるがそれも分子には含まれておらず、実際の生産量、生産力は農水省の発表よりずっと高い<sup>58</sup>。

## 3 食料自給率を食料安全保障に繋げるには

2.4では食料自給率の定義に関する問題点を挙げた。食料自給率向上政策は食料安保に繋がるのであろうか。以下にみていく。

### 3.1 食料安全保障とは

国民に対する安定的な食料供給を確保することは政府にとって基本的な責務のひとつである。食料・農業・農村基本法第2条には、食料の安定供給の確保として、「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない<sup>59</sup>。」と記されている。政府は万一、食料安保を脅かす事態が起きたとしても、国民全員が食べ繋いでいけるだけの食料供給能力を確保しておかねばならない。

<sup>53</sup> 八田（2010）p.49.

<sup>54</sup> 農林水産省（2012a）.

<sup>55</sup> 食用仕向量＝粗食料＋食品加工用。粗食料の国内消費仕向量から飼料用、種子用、加工用、減耗量を引いた量のこと。

<sup>56</sup> 農林水産省（2012）.

<sup>57</sup> 八田（2010）p.50.

<sup>58</sup> 浅川（2010）p.28.

<sup>59</sup> 食料・農業・農村基本法第2条.

### 3.2 3つの食料危機

食料安保は平時と有事に分けて考えることが重要である。平時の際は、世界各国との輸出入を通じて食料を確保し、国内生産を一定に保つ必要がある。

では、有事の際、食料危機の種類を、偶発的危機、環境的危機、政治的危機の3つに分けて述べていく。

#### 偶発的危機

第1に、偶発的危機とは戦争や自然災害により食料の輸入ルートが途絶するケースである<sup>60</sup>。この危機への対策として、緊急対策用の備蓄を国内に用意しておく必要がある。新食糧法が規定した100万トンという適正備蓄水準<sup>61</sup>が妥当な水準であるか否かは、危機の確率と備蓄の費用を考慮し、慎重に検討する必要がある。

#### 環境的危機

第2に、環境的危機とは天候の循環的変動にもとづく世界的な不作や景気変動による危機のことである<sup>62</sup>。一時的に食料供給が不足し、供給価格が高騰するケースであり、世界的に食料需給バランスが変動をする。対策として、緩衝在庫をもち、価格安定を計ることである。緩衝在庫とは、景気変動による需要の急増などに備えるための在庫のことである。

#### 政治的危機

第3に、政治的危機とは輸出国の政治戦略の一環として食料輸出が禁止ないし制限されるケースである<sup>63</sup>。日本に対しては、このような政治戦略が発動されるような国際関係をつくりださないことが政府の役割でもある。

### 3.3 食料自給率向上政策の利点と疑問点

#### 食料自給率を指針とする際の利点

食料自給率を指針とする際の利点を以下に2点述べる。

第1に、カロリーベースにおいては、基礎的な栄養素の調達構造の一面をあらわしている点で食料安全保障と関係の深い指標であり、生産額ベースは国内農業の経済活動のボリュームへの関心に応じてくれるので、農業を考える上での入り口として食料自給率は有益である<sup>64</sup>ともいえる。

第2に、国内農業の健全性を示す指標としてみることは重要である。国内農業が比較優位の変化に合わせて構造を変えていけば、付加価値生産性の高い部門に生産がシフトし、さらに既存の

<sup>60</sup> 速水（2002）p.298.

<sup>61</sup> 農林水産省（2011b）.

<sup>62</sup> 速水（2002）p.298.

<sup>63</sup> 速水（2002）p.298.

<sup>64</sup> 生源寺（2011）p.50.

分野でも効率の高い経営に農業資源が集積され、食料自給率は維持、向上される。それが果たせなかった結果として、日本の食料自給率があるのであり、その意味では今日の自給率が低いことは大いに問題にすべき事態であるといっている<sup>65</sup>。

#### 食料自給率を指針とする際の疑問点

食料自給率を指針とする際の疑問点を以下に3点述べる。

第1に、食料安全保障とは海外から食料を輸入できなくなったときに、最低限どれだけイモや米などカロリーを最大化できる農産物を生産して国民の生存維持できるかという問題であり、飽食の限りを尽くしている現在の食料自給率を向上させる政策は、どれだけ意味があるか疑問がある<sup>66</sup>。

第2に、農水省は国内生産奨励策を採用し、カロリー量の多い食品の輸入を抑制して、自給率を高めることが食料安全保障のために必要であると主張してきたが、カロリー量の多い食品の輸入抑制による食料自給率向上は、食料安保に貢献しない。輸入抑制をすることが国内生産量の拡大に繋がるとは考えにくい。

第3に、イギリス政府が自給率政策の誤りを唱えている点である。「自給率を高めるために、特定作物の価格を人工的に上昇、維持させる政策は、農家の質を低下させる一方、膨大な在庫を生み出す。」と主張し、さらに「先進国の自給率向上政策は、途上国の輸出収入を阻害することに繋がり、本当の意味の食料安保に悪影響を及ぼす」として、国家が最低限の自給率目標を設定することに妥当性はない、と結論づけている<sup>67</sup>。

### 3.4 食料自給率から食料安保を考えるには

食料安全保障の指針として食料自給率を考える際は、ベースとなる尺度が何を知らるために用いられるものかを理解する必要がある。重量ベース、カロリーベース、生産額ベースそれぞれに特徴があり、限界があるので、自給率の数値だけで食料事情を考えるのではなく、自給率の大きさ、増減の要因を、総合的に判断しなければならない。

食料自給率向上を農業政策の最優先課題とするのではなく、農地や若い担い手を中心とした農業資源の確保を目標にすべきだと考えられる<sup>68</sup>。

## 4 食料安保と国際競争力強化のための農業政策

農工間の賃金・所得格差が拡大し、農家労働力の農業外への労働力流失を促進した。農業従事者の高齢化により、日本農業の再生には新しい担い手、農業労働力を確保することが急務である。

<sup>65</sup> 本間 (2010) p.333.

<sup>66</sup> 山下 (2010) p.75.

<sup>67</sup> 浅川 (2010) pp.169,170.

<sup>68</sup> 山下 (2010) p.76.

担い手の確保とともに、農業を盛り上げていく政策を打ち出していく必要があると考えられる。さらに、TPP 参加によって、国際競争に必然的にさらされることとなったことで、農業を成長産業としてとらえ、国際競争力を高めていかねばならない。

#### 4.1 大規模経営（法人化）

農家の農業後継者が減少する一方、2005 年度の農業法人等の雇用者数は 1995 年度から 2005 年度の 10 年間で 8000 人（17%）増加し 5 万 6000 人に、家族経営の農家における雇用者数も 1 万 8000 人（43%）増加し 6 万 1000 人となるなど、積極的な雇用の動きがみられる<sup>69</sup>。2006 年度に農業法人等に新規に雇用された者は 6510 人で、このうち 39 歳以下が 6 割を占め<sup>70</sup>、農業法人等が若い新規就農者にとって重要な就職先となっている。これは、多額の初期投資を必要とせず、働きながら技術習得が可能であることや、受皿となる農業法人が増加していることが主な要因と考えられる。

土地利用型農業の場合、作付面積の拡大がそのまま経営規模の拡大となる。土地利用型農業とは、土地を直接的に利用して行う農業（稲作等）であり、一方、施設型農業とは、畜舎やハウス等の施設で行われる農業（畜産等）のことである<sup>71</sup>。耕作不能となった農地、耕作放棄地<sup>72</sup>や貸し出し希望農地などを集積し、規模の拡大を目指す必要がある。農業を続けていくには利益をださねばならないが、法人経営となれば多くの常雇いの人材を擁しており、作業機械も複数持つことができることで生産性が向上しやすい。大規模経営によって、他人の力を借りる、借りられる農業となり、競争力を高められる<sup>73</sup>。

#### 4.2 農地の利用集積

担い手が経営する農地面積は、1996 年度の 102 万 ha から 2006 年度の 198 万 ha と 2 倍になったが、全耕地面積に占める割合は 4 割にとどまっており<sup>74</sup>、農地集積はあまり進んでいない。担い手への農地の利用集積が進まない要因は、農業所得や農産物の価格が不安定といった経営環境のほか、経営する農地が分散していること、集落内に担い手がないこと、農地の資産保有意識が強いこと等、様々な要因が複合的に関係していると考えられる<sup>75</sup>。農業従事者の高齢化、担い

<sup>69</sup> 農林水産省（2010b）。

<sup>70</sup> 農林水産省（2007c）。

<sup>71</sup> 内閣府（2004）。

<sup>72</sup> 耕作放棄地とは農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語である。耕作放棄地面積は、1985 年度までは、およそ 13 万 ha で横ばいであったが、1990 年度以降増加に転じ、2010 年度には 39.6 万 ha（概数値）となっている。加えて、農地面積が減少する中、耕作放棄地面積率は、1990 年度から 2010 年度にかけて約 2 倍に増加している。農林水産省（2010c） pp.2,3.

<sup>73</sup> 大泉（1990） pp.73,74.

<sup>74</sup> 農林水産省（2007d）。

<sup>75</sup> 農林水産省（2007d）。

手の不在、貸し出し希望農地など、受け手としての新規土地利用型農業者の育成が必要である。

政府は対策として、農地を新たに借り入れた経営体を規模拡大加算<sup>76</sup>により支援することに加えて、集落の話合いにより地域の中心となる経営体として位置付けられた者への農地集積に協力する者に対して協力金を交付している。さらなる農地集積を進める方法として、農地移譲を条件に、撤退する農業者の早期離農を助成、さらに農地集積を早めるために助成措置は期間限定で行う<sup>77</sup>。

#### 4.3 輸出促進

製品の輸出の例として、香港・台湾で人気の福岡県産のいちご「あまおう」や、台湾への北海道帯広市、JA 帯広かわにし の長芋の輸出がある<sup>78</sup>。前者は高品質な高級果実として富裕層や中間層に人気であり、JA 帯広かわにし の長芋に関しては台湾での高級志向や健康志向を背景にし、日本では需要の少ない大型の長芋を高級品として輸出し、輸出額は 2007 年度、3 億 6 千万円であった。

日本の地域経済では農業の比重が高いので、農業の活用による地域経済の活性化を図るべきである。2 次産業、3 次産業と連携し 6 次産業化することで、より高い付加価値をつける。加えて地域の農業資源、環境資源を有効活用するためには、地域住民だけでなく、都市住民の理解と連携を促すための方策を探るべきである<sup>79</sup>。例として農事組合法人・和郷園をあげる。自ら生産した農作物を加工・冷蔵し、流通・サービス業にも広げてグループで 50 億円の売り上げをほこる。安売りとは一線を画したブランド戦略で、高付加価値を実現している<sup>80</sup>。

日本が農産品の輸出大国を目指すならば、オランダが参考になる。オランダのカロリーベースの食料自給率は 2009 年度で 65%、穀物自給率に至っては 20%である。しかし、オランダはアメリカに次ぐ世界第 2 位の食料輸出大国である。オランダの農業が発展したのは明確な農業政策の賜物であった。オランダの農業に競争力があるのは、世界的に競争力の高い野菜や花を重点的に生産し輸出することで農業の発展を図ってきたことや、少数の農家が大規模化、戦略的な技術革新もあった<sup>81</sup>。国際競争力を高めようと思えば、生産性の低い作物を無理に底上げせず、生産性の高い作物に投資をしていくべきであろう。オランダの自給率が低いのは、このように生産性の高い作物の生産に特化したことで、単純にカロリーの高い穀物の生産を減らしたからである。よって、日本も重点的に生産する作物を決定し、国際競争力を高めていくべきである。

<sup>76</sup> 農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために利用権を設定した農地の面積に応じて、その農地の受け手に交付金を交付すること。農林水産省（2012b）。

<sup>77</sup> 本間（2010）p.343.

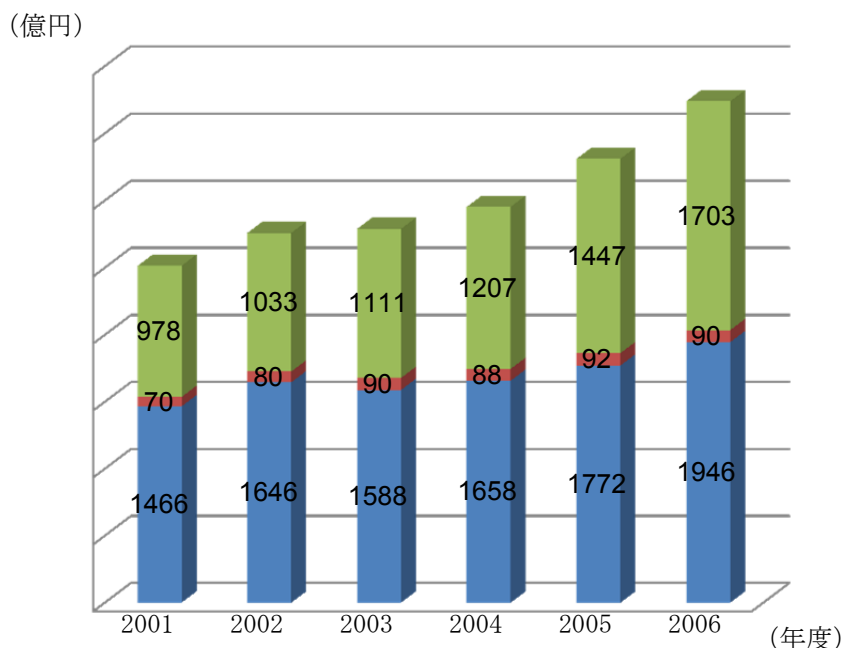
<sup>78</sup> 農林水産省（2008）。

<sup>79</sup> 本間（2010）p.344.

<sup>80</sup> 生源寺（2011）p.176.

<sup>81</sup> 浅川（2010）p.173.

図8 農林水産物・食品の輸出額の推移（2001～2006年度）



(出所) 農林水産省 (2008) より作成。

#### 4.4 農業技術の開発と保護

農業の発展の為には農業技術の開発が必須である。生産量の増加や質の向上が見込める農業機械や作物の研究に関して、さらなる投資が必要となってくる。他方で、農業技術のうちでも農業機械や農薬のように工業で生産される資材を生み出す技術においては、特許法によって保護されるため民間企業の研究活動を期待することができる。しかし、作物品種や栽培方法など生物的な技術は、発明者および技術を特定化し、発明者の権利を保護することは比較的難しい<sup>82</sup>。これに関して、政府の役割が大きくなる。農業技術開発の促進政策をとりつつ、発明者の権利を保障する制度作りが必要である。その為には、開発された品種や栽培技術などを世界的に品種登録、特許申請し、国内外問わずライセンス契約を結んでいくべきである<sup>83</sup>。その結果、研究者や農業技術者も海外に進出でき、日本農業の人的資源によって世界で新たな農産物の育成に寄与できる<sup>84</sup>。

#### おわりに

本稿では、食料自給率向上政策は日本農業の強化、さらには食料安全保障に繋がるのか、論じてきた。

<sup>82</sup> 速水 (2002) p.289.

<sup>83</sup> 浅川 (2010) p.147.

<sup>84</sup> 浅川 (2010) p.147.

第1節では戦後の日本農政の変遷を農地政策、米政策、国際協定の3点から振り返った。第2節では食料自給率について、定義を確認し、食料自給率の推移、食料自給率の低下要因を確認しながら、食料自給率が持つ問題点について論じた。続く第3節では、食料自給率向上政策が食料安全保障に繋がるのか、そして食料自給率向上を農政の最優先課題とすべきではないと論じた。第4節では食料安保と国際競争力強化の為に、大規模経営、農地集積、輸出促進、農業技術の開発と保護の必要性を論じた。

自給率の本質を理解すれば、自給率の多少の変動に一喜一憂することなく、冷静な判断ができるであろう。農家を保護する政策を続けてきたことによって、新規就農者は増加せず、農家数は減少していった。2013年に、日本がTPP交渉に参加し、2018年に米の生産調整を廃止することを決めるなど、日本の農政にとって大きな転換期を迎えている。米の生産調整を廃止することは、TPPをにらみ、農地集約を通じた農業の国際競争力強化を促すのが狙いである。今後グローバル化が進む中で、農業においても国際競争力を高めることは必須であろう。TPP参加で日本の農業は減びるともいわれている。この転換期を農業成長の為の好機ととらえ、農業を成長分野として、政府は支援をしていくべきである。そして、日本の農業が成長することで、私たちが生きていく上で最重要である食料の安全が保障されていくと考えられる。

## 参考文献

- ・浅川芳裕（2010）『日本は世界5位の農業大国 大嘘だらけの食料自給率』講談社。
- ・今井健（1994）『就業構造の変化と農業の担い手』農林統計協会。
- ・大泉一貫（1990）『農業が元気になるための本』農林統計協会。
- ・清水佑次郎・神門善久（2002）『農業経済論 新版』岩波書店。
- ・生源寺眞一（2008）『農業再建 真価問われる日本の農政』岩波書店。
- ・生源寺眞一（2011）『日本農業の真実』ちくま新書。
- ・田代洋一（2011）「食料・農業政策」田代洋一・萩原伸次郎・金沢史男『現代の経済政策』第4版、有斐閣ブックス。
- ・葛谷栄一（2003）「地域農業、そして地域社会農業へ WTO体制下の日本農業の方向」『農林金融 2003年4月号』農林中金総合研究所。  
<http://www.nochuri.co.jp/kanko/pdf/nrk0304.pdf>
- ・本間正義（2010）『現代日本農業の政策過程』慶応義塾大学出版会。
- ・八田達夫・高田眞（2010）『日本の農林水産業 成長産業への戦略ビジョン』日本経済新聞出版社。
- ・山口三十四（1994）『新しい農業経済論』有斐閣ブックス。
- ・山下一仁（2010）『農業ビッグバンの経済学 真の食料安全保障のために』日本経済新聞出版社。
- ・唯是康彦（1988）『日本の食糧経済』NHKブックス。

- ・ 渡邊隆俊・下田充・藤川清史（2009）『日本の「食料自給率」指標の問題点』日本国際経済学会第 68 回全国大会，中央大学報告論文。  
<http://www2.rikkyo.ac.jp/web/abeyo97/HPkeisaiyou/5-b.pdf>
- ・ 外務省（2013）「経済外交 経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>
- ・ 内閣府（2004）「グローバル化の便益を引き出す構造改革」『年次経済財政報告』  
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je04/pdf/04-00305.pdf>
- ・ 内閣府（2010）「食料の供給に関する特別世論調査」  
<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h22/h22-syokuryo.pdf>
- ・ 総務省（2012）「農林水産業」『日本の統計』  
<http://www.stat.go.jp/data/nihon/07.htm>
- ・ 農林水産省「食料自給率の部屋 食料自給率とは」  
[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/011.html](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html)
- ・ 農林水産省（2007a）「食料需給表 国内消費仕向量累年統計」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001061131>
- ・ 農林水産省（2007b）「食料需給表 国内生産量累年統計」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001061131>
- ・ 農林水産省（2007c）「新規就農者調査」  
[http://www.maff.go.jp/wpaper/w\\_maff/h19\\_h/trend/1/t1\\_2\\_2\\_01.html](http://www.maff.go.jp/wpaper/w_maff/h19_h/trend/1/t1_2_2_01.html)
- ・ 農林水産省（2007d）「農地の利用集積の促進，農地の利用集積の現状と課題」  
[http://www.maff.go.jp/wpaper/w\\_maff/h19\\_h/trend/1/t1\\_1\\_1\\_05.html](http://www.maff.go.jp/wpaper/w_maff/h19_h/trend/1/t1_1_1_05.html)
- ・ 農林水産省（2008）「農業の体質強化と高付加価値化に向けた多様な取組」  
[http://www.maff.go.jp/wpaper/w\\_maff/h20\\_h/trend/part1/chap2/t2\\_11.html](http://www.maff.go.jp/wpaper/w_maff/h20_h/trend/part1/chap2/t2_11.html)
- ・ 農林水産省（2009）『食料自給率目標の課題と検討方向』  
<http://www.maff.go.jp/council/seisaku/kikaku/bukai/12/pdf/data3.pdf>
- ・ 農林水産省（2010a）「諸外国の穀物自給率の推移（1961～2009）（試算）」  
[http://www.maff.go.jp/zyukyu/zikyu\\_ritu/013.html](http://www.maff.go.jp/zyukyu/zikyu_ritu/013.html)
- ・ 農林水産省（2010b）「農林業センサス」  
<http://www.maff.go.jp/tokei/census/afc/>
- ・ 農林水産省（2010c）「耕作放棄地の現状について」  
[http://www.maff.go.jp/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou\\_1103r.pdf](http://www.maff.go.jp/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou_1103r.pdf)
- ・ 農林水産省（2011a）「食料受給表」  
[http://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/zyukyu/pdf/zyukyu\\_120810.pdf](http://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/zyukyu/pdf/zyukyu_120810.pdf)
- ・ 農林水産省（2011b）「米の備蓄運営について①」  
[http://www.maff.go.jp/seisan/keikaku/pdf/110527\\_siry02.pdf](http://www.maff.go.jp/seisan/keikaku/pdf/110527_siry02.pdf)
- ・ 農林水産省（2012a）「食品ロス削減の取組」

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/pdf/sakugen\\_torikumi.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/sakugen_torikumi.pdf)

- ・農林水産省 (2012b) 「農地集積対策の全体像」

[http://www.maff.go.jp/test/keiei/koukai/pdf/nouchi\\_zentai.pdf](http://www.maff.go.jp/test/keiei/koukai/pdf/nouchi_zentai.pdf)

- ・農林水産省 (2013a) 「平成24年度食料自給率をめぐる事情 総合食料自給率の推移」

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/pdf/24mekuji.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf/24mekuji.pdf)

- ・農林水産省 (2013b) 「諸外国・地域の食料自給率 (カロリーベース) の推移 (1961~2012) (試算等)」

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/013.html](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html)

- ・食料・農業・農村基本法 (2000年7月16日法律第106号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO106.html>

- ・文部科学省, 科学技術・学術審議会, 資源調査分科会 (2005) 「五訂増補日本食品標準成分表」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/toushin/05031802.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/toushin/05031802.htm)